



1. 申請者（名義人）本人のみが正面を向いて撮影されたもの
2. 提出の日前6か月以内に撮影されたもの
3. 書面手続による場合には縁なしで上記図画面の各寸法を満たすもの（顔の寸法は頭頂から顎まで）
4. 無帽であるもの（申請者（名義人）の申出により、都道府県知事、外務大臣又は領事官が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。）
5. 背景（影を含む。）がないもの
6. 書面手続による場合には、裏面に氏名を記入したもの

本表…追加 [平成4年8月外務省令第11号]、一部改正 [平成9年10月外務省令第10号・15年4月15号・7月18号]、全部改正 [平成18年2月外務省令第2号・23年8月11号]、旧別表2…繰上 [平成25年12月外務省令第20号]、一部改正 [令和4年10月外務省令第10号]